

なでしこ

— 第24号 —



全国保健師長会名古屋市支部
(なでしこ会)

なでしこ ―第24号― 目次

▼なでしこ会 会長挨拶

これからの保健師活動を考える

東保健所 安藤恵理子 … 1

▼発刊によせて

保健所体制の変更の中で 健康福祉局長 杉山 勝 … 2
なごや子ども条例一〇周年を迎えて

子ども青少年局長 海野 稔博 … 3

趣味と健康づくりと保健師さん 西区長 伊藤 誠 … 4
老い支度 瑞穂保健所長 平田 宏之 … 5

▼今をときめく保健師活動

生活保護受給者の健康管理支援

健康福祉局健康増進課 荒川 緑 … 6

妊娠期からの切れ目のない支援(第二報) 佐藤かおり … 7

子ども青少年局子育て支援課 黒田 あい … 8

出産・育児と保健師のキャリアラダー 山内 望美 … 9

健康福祉局保健医療課 中央児童相談所 山内 望美 … 9

児童相談所における保健師の役割

▼トピックス

職場のメンタルヘルス 総務局職員部 藤原 啓子 … 11

▼研修報告

平成二十九年東京都医学総合研究所

「難病の地域ケアコース」研修報告

東保健所 磯部 多恵 … 12

全国保健師長会 東海北陸ブロック研修会

中保健所 唐川 祐一 … 13

平成二十九年全国保健師長会研修報告

瑞穂保健所 長井理恵子 … 14

第三回なでしこ会研修会報告

守山保健所 長沼 裕子 … 15

▼新会員の声

新会員になって 東保健所 水谷 知子 … 16

なでしこ新会員になって 緑保健所 大橋 加奈 … 17

新会員になって 千種保健所 草田 怜美 … 18

▼賛助会員だより

「在宅保健師会あいち」研修から

―睡眠と認知症予防― 山羽能吏子 … 19

▼平成二十九年 全国保健師長会名古屋市支部活動報告 … 20

▼資料

全国保健師長会名古屋市支部(通称なでしこ会)規約 … 24

平成二十九年 全国保健師長会名古屋市支部会員名簿 … 26

▼編集後記

なでしこ会会長挨拶 これからの保健師活動を考える

東保険所 安藤 恵理子

会員の皆様におかれましては、日々ご活躍のことと存じます。また関係者の皆様には、日頃より全国保健師長会名古屋支部（なでしこ会）の活動にご理解ご支援をいただき感謝申し上げます。

さて、会員の多くが所属している本市の保健所は、昭和十四年九月に、中村区、西区を管轄する牧野保健所が第一号として建設され、その後、現在まで一区に一保健所（十六保健所）で業務を行ってきました。そしてこの度、平成三十年四月の組織改正において、保健所は一か所となり、新たに十六か所の保健センターとして運用されることとなりました。

保健所の体制は変わりますが、保健師の活動の本質は何ら変わるものではなく、今後ますます「健康な地域づくり」を意識的に取り組むことが重要であると考えます。

現在、本市の保健師活動は地区担当制により実施しており、地域の健康水準向上を目指し、すべての住民を対象に健康支援をしています。言い換えれば、だれ

もが住み慣れた地域や希望する場所で安心して生活し続けることを目的とした地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。高齢者にとどまらず、現時点ではケア等が必要としない方々や、子ども、障がい者、子育て中の親などを含めたすべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムを構築することが我々保健師に求められています。そのためには、地区担当制のメリットを最大限に活かし、地域の現状と課題を把握、分析し、地域住民や関係機関と共有しながら取り組むことが重要です。

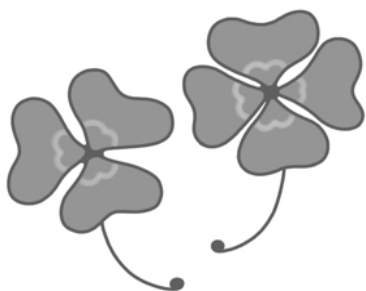
私たち保健師はこれまでも、個人、家族、地域に働きかけながら健康支援のネットワークを築いてきました。時代とともに、健康課題は、自然災害や新興、再興感染症、貧困、健康格差など変化しています。これらに対応していくためには、従来行ってきた保健、医療、福祉だけでなく、経済、教育、産業にも目を向け視野を広く持つことも必要です。

日々広い視野を持ちながら健康課題等

を俯瞰的に捉え、課題解決に取り組み続けることは意識して臨まないと難しいと思います。目の前にある課題だけではなく、県や国、諸外国の状況を把握できるよう、常にアンテナを高くし、情報を集め、理解していく必要があります。

なでしこ会におきましては、地域住民が、自ら健康について考え、健全な生活ができるように支援する専門能力や行政事務能力を持つ保健師の人材育成に今後も、積極的に取り組んでまいります。

最後になりましたが、今後も引き続きなでしこ会へのご指導、ご支援賜りますようお願いいたします。



発刊によせて

保健所体制の変更の中で

健康福祉局長 杉山 勝

平成三十年は冷え込みが厳しくも穏やかな年明けとなりました。このたびは「なでしこ第二十四号」の発刊おめでとうございます。全庁で二百九十人の保健師さんを束ねられる、なでしこ会の皆さまには、日頃から様々な職場でご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

平成二十八年四月から健康福祉局長に就任いたしました、早いもので、もうじき二年になります。この間に、新たな保健所体制の構築に向け、たくさんの方の議論を重ねてまいりました。皆さまもお聞き及びのことと思いますが、平成三十年四月から名古屋市の保健所は「一保健所十六保健センター」体制に移行します。

感染力の強い感染症や新たな感染症、大規模な食中毒等の発生時における健康危機管理に対する指揮命令機能の強化や、公衆衛生医師不足への対応が課題となっていることを踏まえた、これまでになく大きな体制変更です。具体的には、本庁に市保健所を設置し、各区に保健所支所である「保健センター」を設置します。

また、区の組織としては、保健と福祉が一体的に機能する組織へと再編します。保健師さんは、これまでも学区担当を基盤にしたきめ細かい地域の保健活動を通じて、地域ケアシステムを深化させ、豊かなソーシャルキャピタルの醸成を図ってこられました。そして、地域包括ケア

システムの構築、感染症などの健康危機管理への対応、がん・糖尿病などの生活習慣病対策、難病対策、妊娠期からの切れ目のない子育て支援など、市民の健康と福祉をとりまく重要課題について、大きな役割を果たされてきました。

今後、保健師さんの重要性がますます大きくなっていく中、新たな課題、例えば地域包括ケアの関係では、学区担当保健師さんによる地区活動と地域包括ケアシステムとの連動性を高め、地区分析や地区診断を踏まえた地域介護予防活動の推進や個別支援での連携強化を図っていくことが求められています。

一方で、大きな変革の時期を迎える中、昔の仕組みがそのままではうまく機能し

なくなっていることはないでしょうか。新しいことを始める際には、以前どのよう判断されたかをきちんと押さえて、先人の努力や知恵をよく理解して仕事を進めることが重要です。私自身が仕事をするうえで大切にしている「温故知新」という言葉になりますが、単なる前例踏襲ではなく、過去の経緯を理解した上で、変えなければならぬことは変えていかなければいけません。

その意味では、先人の知識や技術を、次代を担う後輩にしっかりと継承していくことも大切です。名古屋市の保健師さんにおかれては、このなでしこ会の活動を通じて先輩方の知識・経験などが後輩職員にきちんと引き継がれておられることを心強く感じております。

最後になりますが、なでしこ会の皆さまには、今後とも地域に根差した保健活動にご活躍されることを大いに期待しております。

なごや子ども条例施行一〇周年を迎えて

子ども青少年局長 海野 稔 博

昨年四月に子ども青少年局長に就任いたしました。子ども青少年局は、次世代の育成を総合的に推進するため、平成十八年四月に新しい局として設置されました。私もその年から五年間に渡って、保育課長、子ども未来課長、総務課長を務めましたので、六年ぶりの復帰ということになります。

当時、少子化・核家族化、都市化などの進行により、子どもは、子ども同士のかかわりや様々な人や自然とのふれあいを通して、豊かな人間性や社会性を育むことが難しく、また、子育て家庭は孤立しがちで、子育てに不安や負担を感じ、地域社会では人間関係が希薄化するなど家庭や地域の子育て力の低下が指摘されていました。さらに企業には、ワークライフバランスを推進し、子育てに十分な時間が持てるような働き方の改革が求められていました。

こうした状況認識のもと、子どもの権利を確認し、その保障のための市、保護者、地域住民、学校関係者、企業等の責

務と市の基本となる取り組みを定めることにより、子どもが健やかに育ち、子どもを社会全体で支援するまちの実現を目指して、本市独自の条例を制定しました。これが「なごや子ども条例」であり、平成二十年四月一日に施行されました。

この中で、子どもの権利として「安全に安心して生きる権利」「一人一人が尊重される権利」「豊かに育つ権利」「主体的に参加する権利」の四つが定められています。子ども青少年局の担う施策はすべて、これらの実現を図ることにつながっていると考えています。子どもの成長発達や生命さえをも脅かしかねない児童虐待への対策も、保育を必要とする子どもに保育が提供できない待機児童問題への対策も、子どもの権利を守る重要な取り組みです。他局の事業にもこうした視点のものが多くあり、教育委員会における子ども応援委員会についても同様の性格を持っていると考えています。

この一〇年間で子どもの権利を守る取り組みはかなり進んだと思いますが、先

述したような子どもを取り巻く状況は十分に改善したと言えるでしょうか。「子どもの貧困」といった新しい問題もあり、子どもやその親が抱える様々な悩みや苦しみを丁寧なすくい上げ、その解消に向けて様々な支援が届けられるような社会をつくっていくことが、条例施行から一〇年を迎える現時点での大きな課題と受け止めています。

公衆衛生の最前線を始め、様々な場面で市民の健康づくりなどを推進する保健師さんの仕事も、直接あるいは間接的に子どもの権利を守り、次の世代が健やかに育っていく取り組みにつながっているのだと思います。

今後とも、子ども青少年局の事業にないでしこ会の皆様のご理解とご協力をいただき、次の一〇年でもなごや子ども条例の理念がさらに現実のものとなり、子どもたちが健やかに育っていき、生き生きとした次代の名古屋が築かれることを期待しています。



趣味と健康づくりと保健師さん

西 区 長 伊 藤 誠

朝、ラフな格好で自転車で出勤する。聞くとところによると十三キロ以上漕いでくるそうだ。そして、昼休みになるとジョギングスタイルで裏口から飛び出していく。変な区長がやってきた。：どうも私の趣味はトライアスロンだとの噂があるらしい。でもそれは間違いである。

私の趣味は、登山。朝礼でもそう自己紹介したはずだ。ジョギングなどは、基礎体力を維持するためにやっているだけだ。とは言え、それが高じて、マラソン大会にも出てしまったが。

区長になって休日にも用事が増え少し回数は減ったが、年間二〇〇三〇回ぐらい山登りに行く。一人で行くこともあるが、色々なメンバーに誘われ、誘う。大学時代からの山仲間、市役所での古くからの友人、私が山好きに仕立てた元部下、インターネット上のコミュニティで知り合った人、：。どんなメンバーと登っても、私が一番先にバテることはない。そういう自信がある。

昨年四月に区長になった。私は建築の

技術職なので、これまでの仕事は、主に建物などハード関連だった。区役所勤務は初めて。知っている職員は、同期入庁の人など、支所を含めても三人しかない。仕事の内容も知らないことばかり。ましてや保健師さんの仕事については、全くと言っていいほど知識がない。

新年度早々、新人さんとの懇談会で「保健師にどういうイメージを持っていますか」と新人保健師さんに質問され、困ってしまった。いくら言葉や資料でレクチャーされていても、実態としてのイメージがない。これまでに自分自身が、個人的に保健師さんのお世話になった記憶もない。もしかすると、子どもが生まれたところにはお世話になっていたのかもしれないが。

そんな中、西区の場合、保健所が区役所の庁舎内にあって、本当に良かった。これが離れていたら、最後まで、実感を持って保健師さんをイメージできなかっただろう。

また私は、職員一人ひとりと少しでも

接点を持てるように、毎月、区役所内各課を順々に回って朝礼に参加し、職員に直接話をするようにしている。もちろん、一人ひとりのことが分かるわけではないが、顔も覚えたいし、少しでも私のことを身近に感じてもらえればと思って。

今、私は考える。私にとって保健師さんは、仲良くなりたいが、個人的にはお世話になりたくない存在。そのために健康に気を付け、オンとオフを切り替えて心も健全に保つ。何事も健康が第一だ。ただ、「過ぎたるは及ばざるがごとし」と言う。少しやり過ぎているかもしれない。そして、もし個人的にお世話になる時が来たら、天使のように思える人。でも、今も気づかないところで、実はお世話になっている。世の中の健康を保つために。地域包括ケアシステムの重要なプレーヤー。そんな大切な人。地域の宝、それが保健師さん。

：違っていますか？



老い支度

瑞穂保健所長 平田 宏之

衛生研究所、瑞穂保健所を通じ七年間山崎川沿いの道を自転車通勤しています。木々の緑四季折々の花や、鳥のさえずりを楽しみながらの通勤です。この道は車がほとんど通らないので、イヌの散歩ジョギングなど結構人が多く通ります。また、通勤通学の自転車も多く通ります。元気な高校生は私の横を颯爽と追い越しこしていきます。保育園に向かうと思われる小さな子供を乗せたママがスーと追い抜いていきます。ジョギングの人にも負けそうになり、こちらが追い抜くことができるのは散歩の人ばかり…暑いにつけ寒いにつけペダルをこぐ速度が鈍る自分の姿に年齢をひしひしと感じる年になりました。ふと気が付けば、階段よりエスカレーター、急な坂道より遠回りでも緩やかな道を選ぶ自分がいます。

いま、私も妻も親の介護のため実家に通っています。ひとりは足腰達者で買い物も自分で行けますし、家庭菜園もやっています。記憶の衰えがあり、日に五回同じことを言います。ひとりは、頭は

はつきりしていますが、動きに制約があり介助が必要です。今までも、仕事を通じて色々な状況を見聞きしてきたつもりですが、現実の身内の問題となると、対応の難しさが実感されます。

高齢者対策において二〇二五年問題というものがあります。団塊の世代が後期高齢者になる二〇二五年には医療や介護の必要な人が一気に増え大変な状況になると予想され、今から準備が必要と様々な対策が始まっています。私の年代は、この団塊の世代のすぐ次の世代。高度成長期には先輩たちの切り開いた道を進んできたのですが、これからは、この先輩たちが福祉の現場にあふれ、私たちはただこの大きな山の前に立ち尽くす、周りの支援を十分置けられずに自分が頼りといったことになりはしないかと心配は尽きません。敬老パスの支給対象年齢が目の前に迫ったこの頃、支える側でなく、支えられる側になる人間として、今から何ができるか、何を順位しておくのか、改めて考えなければと思う年頃になりました。



平成二十七年三月、「生活保護受給者に対する健康管理支援の実施について」の厚労省通知を受け、本市においては事業の所管課である保護課と保健部門との検討後、平成二十八年七月から生活保護受給者の健康管理支援を開始しています。国の方向性に基づき、生活保護受給者健康調査の結果から保健指導の該当になった方を対象とし、区、支所保護係の地区担当員と保健所学区担当保健師等との連携による保健指導を、特定保健指導の方法に沿って実施しています。

平成二十八年年度（七月～三月）健康管理支援の報告では、名古屋市の生活保護受給者健康調査の受診者（四十歳～六十四歳）は六百二十三人（約三％）、保健指導対象者（動機づけ支援・積極的支援）は、二二六人（受診者の三十六・三％）で、うち健康支援の対象者は一六六人、同意書が得られた方は五十三人、健康管理支援を開始した方は三十人となっています。平成二十八年七月から二十九年十一月時点での健康管理を開始した方の事前

事後アンケート結果によると、もともと適切な生活習慣がある方以外、健康支援後の改善が見られた方は、運動習慣においては五十七・七％、健康に関する意識の向上四十八・一％、バランスの良い食事の意識の向上四十六・二％であり、終了時の判定で改善が見られた方は五十五・八％でした。改善が難しい項目は、たばこの量についてでした。健康管理支援は、生活習慣病の該当者・予備群の減少や、それに付随した自立の促進や医療扶助費等の適正化に関する成果が現れるには一定の年数が必要であることから、短期間で評価できる事項や、最終目標に至るまでのプロセスとしての事業の実施状況等を評価することが必要とされており、今回の結果は、健康管理支援をすることで正しい知識が得られ、ケースワーカーや保健師の継続的なかわりにより、意識の向上や行動変容ができ、健康な生活習慣が身についたと評価できるものととらえています。

厚生労働省の生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会の報告書による

と、今後、糖尿病など生活習慣病に罹患している方や生活習慣病の該当者、予備軍の中から支援の効果が期待しやすい人（比較的若年、生活保護受給率が短い、生活スキルが確立しているなど）、社会的な必要性が高い人（子どもがいるなど家族全体の生活習慣の改善が見込まれる人、孤立して支援者がいない人など）などに絞って効率的・効果的な支援を行うことも提案されています。

また、貧困家庭で育つ子どもの食生活についての課題が指摘されており、次世代への不健康な生活習慣・食習慣の連鎖を断ち切るために生活保護受給者世帯の子どもに対し、健全な生活習慣や健康の増進に対する支援を行うことが重要であるとされています。健康支援は保健分野での重要な役割であり、生活習慣病予防に関しては保健師の基本的な活動として、どのような対象者にも忘れてならない視点でもあります。今後、国の方向性を踏まえつつ保護課と検討し協働しながら進めていけるよう考えてまいります。

妊娠期からの切れ目のない支援（第二報）

子ども青少年局子育て支援課 佐藤 かおり

一昨年は「産後ケアモデル事業」、昨年は「妊娠・出産期サポーターの配置と妊娠期からの切れ目のない支援」について掲載していただきましたが、今回は妊娠期からの切れ目のない支援第二報として、「産婦健康診査」の開始と「子育て世代包括支援センター」の周知についてエピソードや状況報告も含めてご紹介させていただきます。

まず「産婦健康診査」についてですが、実のところ予算要求の時点では、二億円余の予算がそう簡単に付くとは思っていませんでした。国の予算案が公表され、本市の予算の見通しが付いた段階でようやく調整を始めたため、慌ただしい事業開始となったというのが実際のところですよ。

産後うつへの予防や新生児への虐待予防等の観点、健診結果の速やかな市区町村への報告体制整備、支援が必要と判断された産婦へ産後ケア事業を実施すること等、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するこの「流れ」を、活用

しない手はないと開始したものの、課題も残っています。それは、周産期医療と精神科医療との連携です。国の要綱に、エジンバラ産後うつ病自己質問票（EPDS）が必須とされ、本市もEPDSを使用するとした時点で、大学病院等から精神科との連携体制をどうするかという声もありましたが、いわば見切り発車の状況でスタートしました。

産婦健康診査の実施状況ですが、平成二十九年四月から九月までの受診件数は約一五、〇〇〇件、受診率は約七七％でした。EPDSの得点は、九点以上が約九・二％となり、新生児・産婦訪問時に実施するEPDS得点の割合とほぼ同様の結果となりました。今後は精神科との連携について、EPDS得点と産婦の健診状況等の分析や、実際に連携が必要となった事例等を検証して、より効果的な連携の仕組みとなるよう組織的に働きかけていきたいと考えています。

次に「子育て世代包括支援センター」の周知についてです。妊娠期から主に就

学前までの切れ目のない支援を実施している子育て総合相談窓口、地区担当保健師による支援、そして妊娠・出産期サポーターによる支援を合わせて、「子育て世代包括支援センターの機能を担う」としてきました。平成二十九年八月に、厚生労働省から「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」が出されましたが、そこには子育て世代包括支援センターの周知として『センターが機能を発揮するためには、その存在や役割について、妊娠婦や保護者はもちろんのこと、地域の住民等にも十分な周知・広報を行い、地域の理解と信頼を得ることが基礎となる。』と記載されています。折しも保健所が大きく変わるこの時期に、子育て総合相談窓口がセンター機能を担っていることを、市民にとってわかりやすく周知する必要があります。これまでと変わらず、妊娠期から主に就学前までの相談や支援を行い、保育などの分野については、丁寧に支援をつないで寄り添っていくその「窓口」を、「子育て世代包括支援センター

は「ここです」ということを明示するため
に、PRし直すこととなります。

母子保健を取り巻く状況は、これまでの
保健・医療としての捉え方や児童虐待

予防の考え方に加え、子どもの貧困や妊
産婦の自殺予防対策など、近年の調査や
研究で注目されている面もあり、大きく
変化しています。状況の変化にも柔軟に

対応し、関係機関との連携をより強化し
ていくことにより、真の意味での「妊娠
期からの切れ目のない支援」を推進して
いきたいと考えています。

出産・育児と保健師のキャリアラダー

健康福祉局保健医療課 黒田 あい

近年、急激な少子高齢社会の進展、保
健医療サービス需要の増大などによって
地域健康課題は複雑かつ多様化している。
そのため、地域保健対策の主要な担い手
となる保健師は、より高度な専門性の発
揮が求められており、それに必要な能力
を段階的に獲得するために、「名古屋市
保健師人材育成ガイドライン」が用いら
れている。このガイドラインは、めざす
べき保健師像を見据え、経験年数に応じ
て獲得することが必要な能力と自身の獲
得状況を把握し、今後の目標設定と目標
達成に向けた解決策を明確にするために
活用されている。

しかし、保健師免許取得までの教育背
景や就職までの職務経験が多様化する中
で、主に新任期から中堅期にあたる入庁

後約十年間に、産前産後休業（以下、
「産休」とする。）や育児休業（以下、
「育休」とする。）等により職場を長期間
離れる保健師も多く、能力の獲得状況は
経験年数に比べて一様ではない現状があ
る。

産休育休取得者は、職場でも家庭でも
様々な努力をしている。しかし、周囲か
ら求められる保健師経験年数に応じた能
力と育休産休によるブランクにて獲得し
きれしていない能力の差を強く認識し、保
健師として自信が持てずにいる。また、
保健師のキャリア形成においてもそこか
ら立ち止まってしまったり、育休産休中
と違い子どもと過ごす時間が減少するこ
と等もあり、公私共に中途半端な思いを
抱いている状況がある。

産休育休の時期をどう捉え、どう過ご
すかが今後の保健師の課題である。産休
育休の経験を業務に反映させながら仕事
に向き合い継続的にキャリアを形成する
ためには、新任期から目指すべき保健師
像を意識し、キャリアプランと併せてラ
イフプランも考えていくことが重要であ



る。さらに、経験年数にとらわれず必要な能力を獲得していき段階的に成長過程をすすむキャリアラダーを用いる事も有効である。

キャリアラダーに沿って自身の獲得できている能力・未獲得な能力を明確に見える化すれば、必要以上に産休育休に罪悪感を抱くことが無くなる。また、漠然と感じている不全感や焦燥感、不安感も

減少し、これから何をすべきかが明確になるため、モチベーションの維持にも繋がる。

一人ひとりのキャリア成熟がより良い組織に繋がり、地域健康水準の向上の貢献へと発展する。私もラダーに沿い保健師のリーダーとして、共にキャリアの確認をし、能力獲得のしやすい環境をマネジメントしながら応援をしていきたい。

児童相談所における保健師の役割

中央児童相談所 山内 望美

児童相談所を含む児童福祉の中での最近の大きな出来事は、昭和二十三年の児童福祉法施行以来の大幅改正（平成二十八年十月および平成二十九年四月施行）です。改正は全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るためとなっています。その概要は、①児童福祉法の理念の明確化等、②

児童虐待の発生予防、③児童虐待発生時の迅速・的確な対応、④被虐待児童への自立支援、です。法律の理念が改正され

たことは大きく、子どもの権利条約の精神にのっとることとされました。それにより、「子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」をベースとしたものとなり、より子どもの人権を意識することが求められています。

その中で児童相談所の機能強化として、児童相談所に、児童の健康及び心理の発達に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員として、医師又は保健師を配置することが明文化されました。これは、児童福祉の分野に保健医療

母は子を産んで母になるのではなく、育てていく過程の中で母になっていくように、保健師も国家試験に合格して保健師になるのではなく、様々な経験や自己研鑽を積み重ね専門性を高め保健師になっていくのだと日々感じる。

私も、目指すべき保健師に近づけるよう今後も自己研鑽に励みたい。

職として保健師の役割が必要とされ、期待も高まっている表れだと思います。

そのため、本市も、平成二十九年年度から中央・西部両児童相談所に、嘱託保健師が配置されました。今までは、保健師が児童福祉司として、相談援助業務に従事してきたことはありましたが、保健師職として配置されたことで、専門職としてのスキルを活かしながら活動ができるようになりまし



子ども虐待防止のオレンジリボン

た。

主な業務として、健康・育児相談を行うとともに、地域の社会資源を活用して、虐待を受けた子どもやその家族等に対する在宅支援、虐待を受けた子どもの心身の健康・発達面に関するアセスメントやケアのほか、医療機関をはじめとした関係機関との連絡調整、児童福祉司等とともに子どもの援助方針の立案・実施・強化や在宅児童の家庭支援を行うこととされています。また、性非行や性的虐待を受けた子どもに対しての性教育の実施や職員への知識普及のための活動がうたわれております。

しかし、配置初年度でもあり、日々虐待対応追われる児童相談所の中で、保健師の専門性が十分に発揮できない現状があります。来年度には、本市で三か所目となる東部児童相談所が開設されるため、それまでには役割等を明確にしていかなければならないと考えています。

子どもに関わる問題は複雑化してきています。子どもの権利を守るには、様々な専門職や関係機関が連携していくことが不可欠です。児童相談所の相談援助活動において、保健師が保健医療の中核や連携

の窓口を担っていけるようにしていきたいと思っています。



トピックス 職場のメンタルヘルス

総務局職員部 藤原 啓子

近年、メンタル不調による長期病休者の割合は増えてきており、本市（市長部局）においてもメンタル不調による休職者数は休職者全体の七割以上を占め、さらに休職者率は職員全体の約一％になっています。

全国的に労働者のメンタルヘルス対策が課題とされる中、平成二十七年より労働安全衛生法の改正でストレスチェックの実施が義務化されました。本市においては義務化される以前の平成十八年度よりストレスチェックを実施していましたが、今回の法改正に伴い対象者の拡大や必要な措置について医師による意見書の提出など法の内容に合わせ実施方法を一部変更し、実施をしているところです。このストレスチェック制度はメンタルヘルス対策における一次予防（心の健康の保持増進）に位置づけられています。自身の心の健康状況を振り返る、そしてメンタル不調者を出さない職場風土づくりにぜひ活かしていただきたいと思います。

また、本市では名古屋市職員心の健康づくり基本計画及び第二次実施計画に基づき、職員のメンタルヘルス対策を遂行しているところですが、平成三十年度をもって計画期間が終了するため、現在次期心の健康づくり計画策定に向け、準備を進めているところです。現在の実施計画の目標は「メンタルヘルス不調による休職者を前年度より減少させる」、「メンタル不調者の再発率を十二％以内にする」、「メンタルヘルス研修の受講率を一〇〇％にする」、「睡眠時間が六時間以上の職員を増加させる」、「余暇時間を活用して気分転換できる職員を増加させる」の五つです。このうちの睡眠時間については過重労働との関連性が非常に高く、一か月に一〇〇時間を超える残業は五時間の睡眠時間が確保できなくなるとの報告があります。また、「健康づくりのための睡眠指針二〇一四」では睡眠不足と事故の発生や抑うつとの関連性が示されています。睡眠不足は日中の眠気が目安になりますので睡眠不足を感じたら早めに休

養をとることが必要です。過重労働により、心身の不調や過労死が起こった場合は、職場や上司の安全配慮義務違反が問われることになります。過重労働面接の対象者となった場合は確実に受けることができるよう職場での配慮をお願いします。

実際にメンタル不調になりそうな（なってしまった）職員についての産業医等への相談がある場合はぜひ健康相談窓口（内部・外部）をご利用ください。対象者本人の相談のみでなく上司のみの相談としても活用できます。

平成三十年度は今まで共済組合に委託していた保健指導等の直営化に伴い、私も含め、一部の職員が現在の本庁舎三階から健康管理センターの三階へ引越します。さらに新たな職員も加わり気分一新してメンタルヘルス対策に取り組む予定です。心身の不調を抱える職員について時として地域保健との連携も必要になることがあるかと思えます。その時はどうぞよろしくお願いいたします。



研修報告 「難病の地域ケアコース」 研修報告

東保健所 磯部 多恵

平成二十九年六月十二日～十六日、東京都医学総合研究所にて夏のセミナー「難病の地域ケアコース」が開催され、全国から集まった県型保健所保健師二十八名、市町村保健師二十三名の総勢五十一名で五日間の研修に臨んだ。東京都医学総合研究所は神経難病や精神疾患、がんなどの未解明の疾患の研究を総合的に行っており、臨床的研究や応用的研究を積極的に推進し、医学にその研究成果を普及させるための公益財団法人である。今年度から特定疾患医療費助成制度の対象疾患が三百三十疾患に拡大され、根治治療法が確定されない疾患に対して厚生労働省の研究予算も拡大されたところであり、医学総合研究所の研究も更なる期待がかかっている背景で研修に臨むことができた。

研修ではまず、難病の法律や主な神経難病について学んだ。難病には遺伝性のものもあり、根治治療法がない中で進行する症状に伴う生活の工夫が必要であり、本人、家族の心情に寄り添う支援が重要

である。保健所に特定疾患医療費助成の申請手続きに来所した時から支援が始まり、難病患者とその家族に直接関わり、精神的ケアや制度の情報提供を行い、常に包括的にケアが推進されていかなければならない。介護保険や障害者総合支援法等制度を利用する場合でもサービスを超えた隙間を埋める支援を保健師は行っている。また、行政保健師として個別支援から地域診断を行い施策化していくスキルも学ぶことができた。個別支援では事例検討を行い、グループでディスカッションすることにより、顕在化している課題だけでなく潜在化している課題を見出し、解決の糸口を探り、短期目標と長期目標を立案した。そして難病の地域診断ツールを用い、医療、看護、保健、福祉に着目した難病の地域診断も行った。地域の中でどのようなサービスが充実し、どのようなサービスが不足しているのか。不足しているサービスを補うために行政保健師として何が必要なのか。自分の保健

活動業務を評価するよい機会となった。今回の研修を通し、全国から集まった保健師と交流することにより、それぞれの自治体がどのように難病対策に取り組んでいるか情報交換もすることができた。難病患者の個別支援や災害時に対する取り組み、また難病だけにとらわれず、小児慢性特定疾患、母子保健活動、成人高齢者保健活動における取り組みも情報交換することができた。

今後も常にPDCAサイクルを回し続け、難病においても個別支援、地域診断を通して地域保健計画策定に繋げていく活動が重要と痛感した。



平成二十九年全国保健師長会東海北陸ブロック研修会に参加して思ったこと

中保健所 唐川 祐一

主査になって、この一年間の自分自身の動きを振り返ってみると、多くのチャンスをついにしてきたな…と反省が押し寄せてきています。

さて、今年度の東海北陸ブロック研修は「保健活動の可視化及び質の向上」地域に責任を持った活動の可視化と質の向上を目指して」がテーマでした。

内容は、実践報告とグループワークです。

実践報告は①石川県中央保健福祉センターから「糖尿病対策・地域連携協議会を通した県保健所の役割について」②南保健所地域包括ケア主査から「地域包括ケアシステム構築における保健師の役割」の二つのテーマでした。

どちらも、いかに地域を巻き込みPDCAを回していくか、地域の連携から見た保健師の役割についての実践報告です。

グループワークは、「地域に責任を持った保健師活動を強化するために」業務担当制・地区担当制それぞれの取り組みか

ら」がテーマでした。それに併せて、豊田市の業務担当制から地区担当制に移した実践報告もいただきました。

社会構造の複雑化や業務の効率化などから、全国的に保健師活動が業務担当制に移っていく中で、本市は地区担当制を維持し続けてきました。これはひとえに、諸先輩方が築き上げ、視せ続けてきた実績のたまものだと思っています。

一方で、保健師活動が業務担当制に移行していく背景には様々な要因があり、それが一概に「悪」ではないことも、忘れてはいけないうことの一つだと感じました。

地区担当制の保健師活動、これは間違はなく「ニード」であると思います。一方、業務担当制は時代や社会が求める「デマンド」であることも忘れてはいけないことです。

ニードに應える活動は見えにくく、デマンドに應える活動は見えやすい…今回の研修会のテーマである、「可視化」には様々な壁があるのかなと感じました。

大都市という環境が問題なのか？多種多様な業務が増えてきているからなのか？多くの関係機関が増えてきて保健師の活動が埋没してしまっているからなのか？保健師の能力の問題なのか？

いずれにしても、環境や時代の変化に対応できる人材が求められており、それができないのなら、求められていない存在となって消えていくだけなのだと、強く危機感も感じました。

保健師活動の核は、今までもこれから変わらず、市民の健康水準の向上のために「地域をみる・つなぐ・うごかす」視点をもって活動することです。

保健師の活動が、市民にとって有益であることを可視化するためには、結局のところ人材育成ということも感じました。公衆衛生の視点から、地域に必要なことは何か、何が求められているか、何をすべきか、何ができるか等を読み取り、実践できる人材が多く必要です。

研修という機会以外にも、人材育成のチャンスはたくさんあります。育ちあうチャンスをみんなが共有するためにも、もっと真剣に向き合わなければいけない、そう感じた研修会でした。

平成二十九年全国保健師長研修会報告

瑞穂保健所 長 井 理恵子

平成二十九年十一月十六日・十七日に青柳玲子全国保健師長会会長のお膝元である新潟県にて「全国保健師長研修会」が開催された。テーマは、「今、保健師に求められるリーダーシップ、マネージメント」で、全国より三四九名の方が参加された。

青柳玲子会長の講演「これからの保健師活動に求められること」では、少子高齢化、健康格差等の課題解決のためには、地域診断に基づく予防的アプローチ、地域のソーシャルキャピタルの活用、包括ケアシステムの構築が必要で、住民を主役として保健師は「見える黒子」となり、地域を「みる」「つなぐ」「動かす」ことと、地域に責任を持つ体制の推進が求められていると述べられた。

平成三十年度に全国保健師長会の「大規模災害における保健師の活動マニュアル」が改訂される予定もあり、国立保健医療科学院奥田博子氏による講演「災害時に求められる保健師の役割」があった。まずは法的根拠をおさえることが基本で

あり、最近の動向としては、都道府県災害医療コーディネーターの新設や、被災地の本部機能を支援する等の体制整備が、関連通知の中に盛り込まれた。災害時には多様な支援団体との協働支援活動が必要となり、「受援力（対応方針を明確に示し、相手の対応能力・特性を理解し、求める支援を明確にできる力）」を高めなくてはならない。災害時には、平常時の健康課題が悪化するもので、地域診断に基づいた活動と、ビジョンを明確にし、専門職としてのスキルを高められる人材育成が求められているとのことだった。

また、新潟県立大学人間生活学部の間邊直仁教授の講演「現状分析に基づく目標設定と保健活動の成果・効果の可視化」があった。①データ分析には、核となる目的（戦略目標）が必要。②データを分析して課題を見つけ出すのみでなく、普段業務で感じた実感や直感をデータで裏付ける視点を持つ。③国が政策的に取り組んでいることが当てはまっていることを確認する。④他の部局の保健計画や保

健事業の把握をする。⑤評価の可視化のためには、事業評価とともに地域レベルの評価指標も必要である。等の五点を中心に述べられた。

本研修の中でのキーワードは、「地域診断」「地域包括ケアの構築」「ソーシャルキャピタルの活用」「人材育成」「保健活動の可視化」等であった。地域診断に基づいた保健活動の展開が必要であり、ソーシャルキャピタルの醸成・活用が、地域包括ケアの構築にも繋がっていく。また、庁内や多職種と連携していく中においても、保健活動を可視化することが求められていく。保健師活動の本質である「地域をみる・つなぐ・動かす」「地域診断に基づいた保健活動と可視化」を再認識するとともに、保健師全体で取り組んでいきたいと思った。



第三回なでしこ会研修会報告

守山保健所 長 沼 裕 子

平成三十年一月三十一日午後六時四十分より、ウィルあいちにおきまして、健康福祉局の永田満浩職員課長を講師にお招きして、研修会を行いました。「これからの保健師に期待されること」をテーマにし、参加者はなでしこ会員三十名でした。

本市では、平成三十年四月一日に改正保健所条例が施行され、新たな保健所体制へ移行します。組織再編をするにあたり、保健部門と福祉部門の業務連携が一層強化される方向で検討されました。地域包括ケア推進、障害者福祉、生活保護世帯の健康管理支援、子育て支援等、様々な分野において、保健と福祉のさらなる連携の強化が求められています。

こうした中で、支所管内の業務拡充及び、地域包括ケアの推進業務にかかる保健師が増員されることになりました。この増員に当たっては、保健師に込められた様々な期待があります。

福祉の現場では顕在化した課題への対応を中心に、業務が細分化されたり、ア

ウトソーシングされたりする傾向が見られる一方で、予防的介入の視点が徐々に浸透しつつあるそうです。こうした背景から、福祉現場で保健師の存在が求められているとのこと。福祉サイドから見た保健師への期待とは果たして、私たち保健師のアイデンティティと一致しているのでしょうか？また、福祉と連携する中で、保健師として守るべきものは何でしょうか？

保健師活動の対象は地域、つまりそこに住まい、そこで生活を営む人々の集合体です。保健師は、予防的視点を持ち、その地域を診断し、地域とともにケアシステムを構築することができます。そして、個別支援においても、「寄り添い、耳を傾け、視線を合わせ」専門的な視点を秘めつつ、それをひけらかすことなく、その時必要な支援を届けることができそうです。さらには、その時代の変化に応じた地域社会のニーズをキャッチして、活動内容を変容させます。

永田課長は組織改正についての解説か

ら、その中で保健師に求められていること、さらには「保健師とは」という点を、客観的にご説明くださいました。福祉と連携するにあたり、私たち自身が保健師たる意識をしっかりと共通認識として持ち、示していかなければ、福祉の下請けにもなりかねないと感じ指摘くださいました。保健師ではない永田課長からの、保健師に対する、とても温かくも厳しいエールだったと受け止めています。保健師を応援してください、ご理解くださっているからこそその貴重なメッセージが詰め込まれた研修でした。

保健と福祉の連携の流れは、平成三十年年度にとどまらず、まだまだ続きそうです。名古屋市の保健師が矜持を持って、大きな変化に飲み込まれるのではなく、自ら「住民のための保健と福祉の連携」を価値のあるものに実現していきたいです。



名古屋市保健師に採用されてから、あと数年で三十年となります。保健所保健師の仕事を覚えるのに必死で、怖いもの知らずの新人の頃を思い出すと上司や先輩方のご指導と温かい見守りに今でも感謝の気持ちでいっぱいになります。

私が「保健師」と言う仕事を知ったのは看護学科時代、桜で有名な高遠城址公園のある伊那市保健所実習の時でした。天竜川の流れを背に訪問実習に向かう道中、指導保健師さんはぽつりぽつりと出会う住民の状況を私たち学生に話してくれました。「この人は地区で一番若い人」「家族を介護している」「畑仕事で毎日忙しい」など。私はその地区の人口構成や抱える健康問題などをぼんやりと頭に描きながら、「担当地区の一人ひとりの健康状態や直面している問題を把握している」「保健婦」ってすごい」と感じたのを鮮明に覚えています。また、実習中何度か地区活動に同行させて頂き、保健師活動は生活の場に出向くことが大切であることも学びました。そして、人の健康

に携わる専門職の中で、住民の身近にいてその生活感覚や生活のにおいのようなものを肌で感じ取れる保健師に魅力を感じ、保健学科への進学を決めました。

あれから数十年が経ちますが、社会情勢は激変し、それに伴い保健師に求められる活動も目まぐるしく変わってきました。その速さに戸惑い、自分の技術が伴っていない不安を覚えたこともありましたが、「変化の時にこそ実践前によく考え、創造力を働かせ戦略的に保健師活動を展開していくことが大切」ということを上司や先輩方のご指導により学びました。そして保健師活動の中心を貫く一本の太い幹のようなものはどんな時も変わらない、と言うことも先輩方の日々の活動を通して教えて頂いたように思います。このようにその時々の上司や先輩、そして後輩から私は保健師として、人として育てられてきました。

そんな私も気がつけば同僚は先輩より後輩の方が断然多く、まだ若いと思っていたのは勝手な思い込み。名古屋市で働

くことのできる残り時間を見てもターニングポイントに来ていました。「これまでの働き方でいいのだろうか」と遅まきながら感じ、自分の生活の中で仕事をどのように位置づけていくのかを改めて考えました。そして、責任のある立場で後進を育成していくことが私の課題であると考え係長試験の機会を頂きました。その後、両親が相次いで要介護状態となり挫折しそうにもなりましたが、上司や同僚の支えであきらめずにやってくることでできたことに感謝しています。

様々な場面で周りの方に支えて頂いたことを忘れず、謙虚に後輩とともに育っていきけるよう日々研鑽を怠らず邁進していきたいと思えます。なでしこ会の皆さま、今後ともご指導をよろしくお願い致します。



なでしこ新会員になって

緑保健所 大橋 加奈

名古屋市に就職をして十七年目になりました。産まれも育ちも名古屋、就職も名古屋市という生粋の名古屋人です。大好きな名古屋のために働くことは嬉しいことでしたが、他都市での保健師活動にも興味がありました。

就職して十数年目に、東日本大震災が起こり、被災地での派遣活動を経験しました。被災一月後の町並みを目の当たりにし、活動する中で、もし、名古屋で同じクラスの災害が発生した時に、私はすぐに動くことができるのか、不安になったことを覚えています。この短期派遣経験から、被災地や他都市での保健師活動を知りたいと思い、陸前高田市へ長期派遣を希望しました。

派遣期間中は、被災地での保健師活動、若手保健師の人材育成、地域包括ケア会議の運営など目まぐるしい日々。様々な支援者や関係機関との出会いから、保健師という専門職に期待をしてくれていることが分かり、嬉しい反面、期待にうまく応えられない歯がゆさも感じていました。

た。

陸前高田市での一年間は苦労もありましたが、震災後の地域で活動をする保健師の役割はもちろん、住民や支援者、関係機関と協働した地域づくりなどを経験することができ、多くの学びを得ることができました。中でも、当事者から話を聞いたこと、一緒に活動できたことが大きかったと思います。

名古屋に戻った後は、市民に対して防災・災害対策についての普及啓発に力を注ぎました。しかし、派遣で得た経験を還元するためには、一保健師では限界があると感じ、係長試験を考えるようになりました。

今まで多くの先輩方や同僚の皆さんに、支えていただいたおかげでここまでやってこられました。名古屋市の保健師を取り巻く環境が変わりつつある中で、未熟な私が役に立てるのかとまだまだ不安なことばかりですが、自信が持てるよう自己研鑽していきたいと思っています。そして、大好きな名古屋のために頑張りたいです。

今後ともご指導よろしくお願いします。



新会員になって

千種保健所 草田 怜美

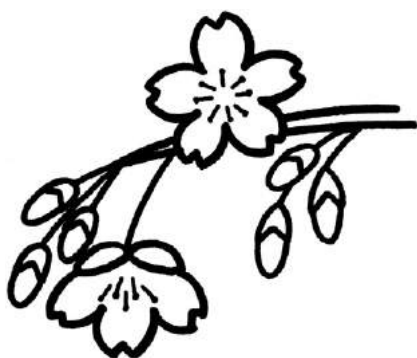
私は名古屋市に就職し保健師となって、十六年目になりました。これまで、児童福祉法の改正や子育て支援策の強化、介護保険法の改正や障害者総合支援法や難病法の成立・施行など国の法律や方針の変更など各種の法改正がありました。社会情勢の変化や法律、国や市の方針や体制の変更など、保健師の仕事は変化してきましたと感じています。その中で住民や地域と向き合い、寄り添うことを心掛けて働いてきました。

健康危機管理への対応や難病患者支援、虐待防止対策、地域包括ケアシステムの構築や生活習慣病対策などの課題に対して地域特性に応じた専門性の高い活動など、保健師に求められていることは大きく、そして困難なことも多いと実感しています。そのような中でチームワークを発揮すると保健師の役割は効果的に働くということを学びました。

保健師の活動は、「支える」ことが中心になってきます。そのため、保健師の仕事は「見えにくい」と言われることもありま

す。変化に機敏に対応し、地域や住民や名古屋市に対しても「見える」活動を心掛けていくことも大切だと考えます。

私は、地域住民をエンパワメントし支えるのが保健師であるなら、その能力をいかんなく発揮し一人でも多くの地域住民を支えることができるように、主査・係長として保健師を支え（バックアップして）、まとめていくことが役割のひとつであり重要なことだと考えます。先輩方に見習い、そして少しでも近づけるように今後もさらに自己研鑽に励み、常に学ぶ姿勢で頑張っていきたいと思います。今後ともご指導ご鞭撻どうぞよろしくお願い致します。



このテーマで、受講し参考になることが沢山あったので概略をお話したいと思います。正常から認知症への移行状態といえる軽度認知障害の人は何もせずに放置すると五年以内に五十%が認知症になることがわかっており、早期発見・早期治療・ケアに結び付けることが重要であることは周知の事であります。

最近の研究から睡眠不足や睡眠障害も認知症のリスクを高めることが報告されていて、睡眠の観点からも認知症予防に取り組むことが必要ということです。

一 睡眠の役割 睡眠中には、成長ホルモン、メラトニン、コルチゾールを代表とする各種ホルモンが分泌され、体内環境が整備されています。

①「成長ホルモン」は脳下垂体から分泌され、その分泌は『睡眠に依存』し寝入りばなの深いノンレム睡眠期に集中する。子どもでは身体の成長を促し、成人では組織の損傷修復・疲労回復に役立つ

②「メラトニン」は体内時計の働きに

よって朝の光を浴びてから十四から十六時間後に血中濃度が増大し始め眠りの準備をもたらす。また分泌は『明暗に依存』し、眠る前に明るい照明環境にしていると抑制され寝つきが悪くなる。

③「コルチゾール」は副腎皮質から分泌、代謝促進作用を有し覚醒に備えて体内環境を整える。『時刻に依存』し「目覚めのホルモン」と考えてよく、時刻はほぼ決まっており、遅く寝てもいつもの時刻に目覚め、睡眠不足を生じる。睡眠とは、「脳を創り育て、脳を守りより良く活動させる」機能であり、これを障害すると脳機能低下をもたらし、長期にわたると非可逆的な認知症を誘引する可能性が高い。

二 睡眠中の脳のメンテナンス 人の脳は体重の約二%（約一三〇〇～一四〇〇g）、脳細胞の消費エネルギーは安静時でも体全体のほぼ二〇%にのぼる。その過程で有害なたんぱく質の老廃物

を多量に生ずる。睡眠中に脳内の老廃物を除去して、神経障害を予防し、明日の活動に備えるための脳メンテナンスをしている。

三 睡眠障害と認知症 認知症では、メラトニン分泌量低下が、睡眠・覚醒リズム障害を生じ、日中は傾眠傾向、夜間に徘徊、せん妄を生じて興奮するといった、昼夜逆転状態になることが多い。さらに睡眠不足や質の悪い睡眠は認知症の促進因子になる。逆に質の良い睡眠は抑制因子になる。

四 質の良い睡眠を得るための工夫

①早起すると早寝ができます（カーテンを一〇センチ開けて寝るとよい目覚め）

②朝・昼はしっかり食べて夜は少なめ（夜遅い食事は肥満のもと）

③夜は暗くして快眠モード（明るい照明は寝つきを悪くします。出来れば豆電球も消す、足元灯は要）

④人は六～八時間の睡眠が必要

⑤朝、日光にあたり体内時計をリセットするなど。

睡眠時間やリズムは人それぞれです。自分の睡眠特性を知って良い眠り、快適ライフを送りたいものです。

平成二十九年 全国保健師長会名古屋支部 活動報告

(平成二十九年六月～平成三十年五月)

1 総会・研修会等活動報告

実施日	活動内容	場所	参加者
平成二十九年 六月二十日(火)	平成二十九年 総会 平成二十八年 活動報告 平成二十九年 事業計画	梅の花 栄店	四十一名
八月二十六日(土)	第一回研修会 全国保健師長会 東海北陸ブロック研修会 「保健師活動の可視化及び質の向上への取り組み」 研究報告 大分県西保健所 吉田 知可氏 実践報告 南区役所 伊藤 和子氏	名古屋 国際会議場	二十七名
九月三十日(土)	第二回研修会 愛知県看護協会職能委員会 「保健師のキャリアアップと人材育成」 講師 国立保健医療科学院 森永 裕美子氏 報告者 保健医療課 黒田 あい氏	愛知県 看護協会 看護研修会館	二十九名 (会員十二名)



実施日	一月十六日（火）	活動内容	新年会	場所	ストリングス ホテル名古屋 「シェフズ ライヴ キッチン」	参加者	三十五名
平成三十年 一月三十一日（水）	第三回研修会 「保健所新体制に向けて～保健師に期待すること～」 講師 健康福祉局職員課長 永田 満浩氏	なでしこ 第二十四号 発行	ウィルあいち	三十名	発行部数 二一〇部		
三月							

2 役員会開催状況

実施日	活動内容	場所
平成二十九年 七月十八日（火）	第一回役員会 平成二九年度事業計画・役割分担・研修・会報「なでしこ」第二十四号について	中保健所
十月十七日（火）	第二回役員会 研修会・会報「なでしこ」第二十四号について	中保健所
十二月十九日（火）	第三回役員会 保健師長会報告・新年会・研修会について	中保健所
平成三十年 四月十七日（火） （予定）	第四回役員会 平成三十年度総会について	

3 被表彰者記念品贈呈

愛知県看護功労者表彰（平成二十九年五月十二日）

安藤 恵理子（東保健所）

4 全国保健師長会関連事業報告（平成二十八年四月～二十九年三月まで）

（1）東海北陸ブロック理事・支部長会出席（愛知県）（平成二十九年七月八日）
支部長 安藤 恵理子

（2）東海北陸ブロック研修会出席（愛知県）（平成二十九年八月二十六日）
会員 二十七名参加

（3）第三十九回全国保健師長会代議員総会出席（新潟県）（平成二十九年十一月十八日）
代議員（中川保健所） 熊田 みどり
代議員（瑞穂保健所） 長井 理恵子

（4）全国保健師長会研修会出席（新潟県）（平成二十九年十一月十六日～十一月十七日）
瑞穂保健所 主査 長井 理恵子



全国保健師長会名古屋支部（通称なでしこ会）規約

（名称）

第一条 本支部は「全国保健師長会規約」

第八条に規定されている指定都市の支部とし「全国保健師長会名古屋支部

（通称 なでしこ会）」と称する。

（事務局）

第二条 本支部の事務局は、支部長の所属機関内におく。

（目的と事業）

第三条 本支部は保健師業務の進歩発展と会員相互の連携親睦を図り、もって地域住民の健康づくりに寄与し、名古屋市の公衆衛生の向上に資することを目的とする。

第四条 本支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 保健師及び保健師で係長同等以上の業務に関する事項
- (2) 保健師業務について情報の収集及び提供に関する事項
- (3) 保健師業務についての研修に関する

る事項

(4) 保健師業務についての調査研究に関する事項

(5) その他本支部の目的達成に必要な事項及び支部会報発行

（会員と組織）

第五条 本支部の会員は、名古屋市職員のうち、次のいずれかに該当する保健師であって本支部の目的に賛同して入会したものである。

(1) 保健師で係長と同等以上の職にあるもの

(2) 職員の任務に関する係長昇任選考試験（看護保健職―保健師）に合格したもの

第六条 本支部は、次のブロックを置き、会員は勤務公所地のあるブロックに所属するものとする。

- (1) 第一ブロック
（千種区・中区・昭和区・名東区）
- (2) 第二ブロック

（東区・北区・西区・守山区）

(3) 第三ブロック

（中村区・熱田区・中川区・港区）

(4) 第4ブロック

（瑞穂区・南区・緑区・天白区）

第七条 本支部の会員は、別に定める会費を負担する。

（役員）

第八条 本支部に次の役員をおく。

- (1) 支部長 一名
- (2) 副支部長 一名
- (3) 幹事 四名
- (4) 監事 一名
- (5) 特別幹事 若干名
- (6) ブロック長 四名

第九条 支部長、副支部長及び幹事は、総会において会員の中から選出する。

2 支部長は、幹事の中から実行委員長、書記、会計及び支部会報発行担当者一名を指名する。

3 特別幹事は、本庁係長及び課長職担当職以上をあて職とする。

第十条 支部長は本支部を代表し、支部を総括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは支部長の職務を代

行する。

第十一条 役員の任期は一年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第十二条 本支部の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、毎年一回開催する。必要時、臨時総会を開催できるものとする。

3 役員会は、毎年一回以上開催する。

第十三条 総会及び役員会は、支部長が招集する。

2 総会は、会員の三分の二以上の出席がなければ開催することができない。

3 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支決算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 規約の改正
- (4) その他支部の運営に関する重要事項

(会議の議長)

第十四条 総会は、議長として実行委員長が当たるものとする。

2 役員会の議長は、支部長が当たる。

(議決)

第十五条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、支部規約第十三条第二項適用については、出席したもののみならず。

(会計)

第十六条 本支部の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本支部の会計年度は、毎年七月一日に始まり翌年六月三十日に終わる。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるものの他、必要な事項は別途内規に定める。

附則

この規定は平成七年四月一日より施行する。

この規定は平成九年七月二十三日改正

この規定は平成一四年六月十八日改正

この規定は平成二十二年六月十五日改正

この規定は平成二十四年七月十七日改正



平成二十九年 全国保健師長会名古屋支部 会員名簿

氏 名	所 属 ・ 職 名	〒	所 在 地	電話番号
藤 原 啓 子	総務局職員部メンタルヘルス担当主幹	四六〇―八五〇八	中区三の丸三―一―一	九七二―二一六三
森 登 志 恵	健康福祉局健康増進課長	四六〇―八五〇八	中区三の丸三―一―一	九七二―二一六三六
荒 川 緑	健康福祉局健康増進課地域看護係長	四六〇―八五〇八	中区三の丸三―一―一	九七二―二一六三二
竹 田 映 梨 子	健康福祉局健康増進課主査心得	四六〇―八五〇八	中区三の丸三―一―一	九七二―二一六三二
黒 田 あ い	健康福祉局健康増進課主査心得	四六〇―八五〇八	中区三の丸三―一―一	九七二―二一六三二
加 藤 佳 子	健康福祉局生活福祉部保険年金課国民健康保険健康事業主査	四六〇―八五〇八	中区三の丸三―一―一	九七二―二一五六七
佐 藤 か お り	子ども青少年局子育て支援母子育て支援課母子保健係長	四六〇―八五〇八	中区三の丸三―一―一	九七二―二一六二九
和 田 美 智 代	環境局地域環境対策部公害保健課認定審査主査	四六〇―八五〇八	中区三の丸三―一―一	九七二―二一六九〇
山 内 望 美	中央児童相談所相談援助第四係長	四六六―〇八五八	昭和区折戸町四―一―六	七五七―六一一一
谷 山 雅 美	生活衛生センター感染症主幹	四六四―〇〇七二	千種区若水一―二―三三	七二一―〇一九一
上 田 い せ の	精神保健福祉センター支援係長	四五三―〇〇二四	中村区名楽町四―七―一八	四八三―二〇九五
江 崎 道 代	千種保健所健康づくり担当主査	四六四―〇八四一	千種区覚王山通八―三―七	七五三―一九八二
伊 神 智 代	千種保健所保健看護担当主査	四六四―〇八四一	千種区覚王山通八―三―七	七五三―一九八四
草 田 怜 美	千種保健所主査心得	四六四―〇八四一	千種区覚王山通八―三―七	七五三―一九八四
安 藤 恵 理 子	東保健所次長	四六一―〇〇〇三	東区筒井町一―七―七四	九三四―一二〇一
磯 部 多 恵	東保健所保健看護担当主査	四六一―〇〇〇三	東区筒井町一―七―七四	九三四―一二一九
水 谷 知 子	東保健所副係長	四六一―〇〇〇三	東区筒井町一―七―七四	九三四―一二一九
岡 本 理 恵	北保健所保健予防課長	四六二―八五二二	北区清水四―一―七一	九一七―一六五五〇
高 市 ふ き こ	北保健所保健看護担当主査	四六二―八五二二	北区清水四―一―七一	九一七―一六五五四
伊 藤 千 恵 子	西保健所保健看護担当主査	四五二―八五〇八	西区花の木二―一―八一	五二三―四六一九
江 本 裕 美 子	中村区役所区民福祉部福祉課地域包括ケア推進担当主査	四五三―八五〇一	中村区竹橋町三六―三―一	四五三―五三六七

氏 名	所 属・職 名	〒	所 在 地	電話番号
浅野 佳代美	中村保健所保健看護担当主査	四五三―〇〇二四	中村区名楽町 四―七―一八	四八一―二二一八
唐川 祐一	中保健所保健看護担当主査	四六〇―八四四七	中区栄 四―一―一八	二六五―二二六三
日高 橘子	昭和保健所保健予防課長	四六六―〇〇二七	昭和区阿由知通 三―一九	七三五―三九六〇
木村 安奈	昭和保健所保健看護担当主査	四六六―〇〇二七	昭和区阿由知通 三―一九	七三五―三九六一
藤崎 祐子	昭和区付け主査			
大岡 康子	瑞穂区役所区民福祉部福祉課地域包括ケア推進担当主査	四六七―八五三一	瑞穂区瑞穂通 三―三二	八五二―九三六六
長井 理恵子	瑞穂保健所保健看護担当主査	四六七―〇〇二七	瑞穂区田辺通 三―四五―二	八三七―三二七一
伊藤 清美	熱田保健所保健感染症係長	四五六―〇〇三一	熱田区神宮 三―一―一五	六八三―九六八二
森 郁子	熱田保健所保健看護担当主査	四五六―〇〇三一	熱田区神宮 三―一―一五	六八三―九六八四
熊田 みどり	中川保健所保健看護担当主査	四五四―〇九一一	中川区高畑 一―二三―三	三六三―四四六五
松岡 まり子	港区役所区民福祉部福祉課障害担当主査	四五五―八五二〇	港区港明 一―二二―二〇	六五四―九七〇一
近藤 洋子	港保健所保健看護担当主査	四五五―〇〇一五	港区港栄 二―二―一	六五一―六五三九
伊藤 和子	南区役所区民福祉部福祉課地域包括ケア推進担当主査	四五七―八五〇八	南区前浜通 三―一〇	八二三―九四一三
藤本 美保	南保健所保健感染症係長	四五七―〇八三三	南区東又兵ヱ町 五―一―一	六一四―二八一二
中谷 真紀	南保健所保健看護担当主査	四五七―〇八三三	南区東又兵ヱ町 五―一―一	六一四―二八二三
長沼 裕子	守山保健所保健看護担当主査	四六三―〇〇一一	守山区小幡 一―三一―一	七九六―四六二五
山田 昌美	緑区役所区民福祉部福祉課地域包括ケア推進担当主査	四五八―八五八五	緑区青山 二―一五	六二五―三九八一
栗津 昌枝	緑保健所保健予防課長	四五八―〇〇三三	緑区相原郷 一―七二―五	八九一―五三三〇
岡田 恵子	緑保健所保健看護担当主査	四五八―〇〇三三	緑区相原郷 一―七二―五	八九一―三六二八
大橋 加奈	緑保健所主査心得	四五八―〇〇三三	緑区相原郷 一―七二―五	八九一―三六二八
井上 祐子	名東保健所保健看護担当主査	四六五―八五〇六	名東区上社 二―一五〇	七七八―三一一五
梅村 みえ子	天白保健所保健看護担当主査	四六八―〇〇五六	天白区島田 二―二〇―一	八〇七―三九一九

編集後記

平成三十年四月から名古屋市は、一保健所十六保健センターとなります。組織改正とともに保健と福祉の連携強化が唱えられています。

保健師の配置も多岐にわたっています。保健師一人ひとりが、それぞれの職場において保健師の専門性を発揮し、地域住民の更なる健康水準の向上に貢献できるよう努めたいと思います。

さて、今回なでしこ会報二十四号を発刊する運びとなりました。市幹部の方々、賛助会員の先輩方からは、毎年度、保健師活動を支える温かい励ましのお言葉やメッセージをいただき、大変感謝しております。

今後とも、全国保健師長会名古屋市支部（なでしこ会）へのご支援を、どうぞよろしくお願いいたします。



編集委員

安藤 恵理子 長沼 裕子 中谷 真紀

<表紙写真 勝 田 信 行>
<題 字 竹田 映梨子>

なでしこ 第24号

平成30年3月吉日 発行

編集：全国保健師長会名古屋市支部（なでしこ会）

部数 210部

印刷：アミエ株式会社

